

いちねん霊壇使用規則

- 第一条 1 霊壇使用に際し、年間管理料を申し受けます。
2 使用期限は、納骨月又は予約月より1年間とします。但し、更新手続きにより継続して使用できます。
- 第二条 1 使用区画には、複数の遺骨壺を納骨安置できるものとします。但し、使用者本人が飼育していたペットの遺骨に限ります。
2 遺骨を納骨安置する際は、事前に管理事務所に申し出てください。
3 他所にて火葬した遺骨を納骨安置する場合、納骨料を申し受けます。
- 第三条 1 使用期間満了後、継続使用を希望する場合、使用期限日迄に来園のうえ更新手続きをとっていただきます。
2 更新は、次年度の管理料の支払いをもって手続きとします。
3 使用期間満了後、継続使用を希望しない場合、使用期限日迄に納骨場所を明け渡していただきます。
- 第四条 1 使用期間満了後、1ヶ月以内に更新手続きがなされない場合、更新意志がないものとし合祀扱いいたします。
2 使用期間満了後、継続使用を希望されない場合で1ヶ月以内に納骨場所の明け渡しがない場合、合祀扱いし使用区画を開放いたします。
- 第五条 1 使用期間満了前に合祀または遺骨の持帰り及び使用区画の移動がなされた場合、原則として未消却分の管理料は返却されないものとします。
- 第六条 1 霊壇使用に際し、供物・お飾り等、他人に迷惑を及ぼさない範囲でお願いいたします。不相当と認められるものについては、お断りすることがあります。
2 供物(食品)については、定期的に一掃させていただきます。
- 第七条 1 明らかな規則違反があり、当霊園が必要と認めた場合、使用を中断させることがあります。
- 第八条 1 自然災害等の不可抗力による損害、また、第三者によって生じる事故ならびに盗難について、当霊園はその責任を負わないものとします。
- ◎ 使用区画の変更はお受けしかねます。
 - ◎ 使用区画内の供物について、開封した食べ物や飲み物、生花はご遠慮ください。また、安全上の観点から、使用区画内の焼香や火の取扱いはご遠慮ください。
 - ◎ 更新時の合祀処理は、事前に通知しますが、連絡のとれない場合は規則通りに取り扱います。但し、何らかの事情があり、事前に連絡があった場合は、その限りではありません。
 - ◎ 合祀の際、写真・供物等は処分させていただきます。

※本規則が実状に合わなくなった場合、その必要に応じて変更される事があります。
※住所・電話番号が変わった場合は、必ずご連絡ください。